

令和5年9月市議会定例会議

総務常任委員会資料

- ◆ 議案第106号 福島市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件
- ◆ 議案第 94号 令和5年度福島市一般会計補正予算（第5号）
（消防本部所管分）
- ◆ 議案第111号 財産取得の件（高規格救急自動車）

消防本部

議案第106号 福島市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件

(議案書34～38頁)

1 改正の概要

- ①急速充電設備の全出力の上限撤廃
- ②喫煙所標識の設置基準の緩和
- ③蓄電池設備の容量単位の変更
- ④固体燃料を使用する対象火気設備等（炭火焼き器）の離隔距離の緩和

2 改正の趣旨

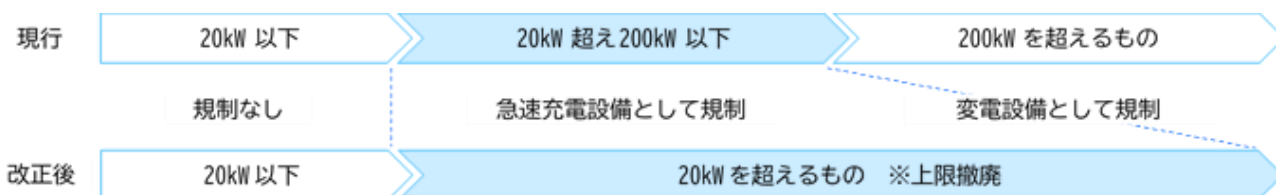
対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（以下「対象火気省令」という。）の一部を改正する省令（令和5年総務省令第8号）及び対象火気省令の一部を改正する省令（令和5年総務省令第48号）がそれぞれ令和5年2月21日及び令和5年5月31日に公布されたことに伴い、所要の改正をするもの。

3 改正の内容

① 急速充電設備の全出力の上限撤廃

現行では、200kW を超える急速充電設備は、変電設備として規制を受け従業員や点検業者等係員以外の電気自動車の運転手は使用できなかった。

近年の電気自動車等に搭載される電池の大容量化に伴う急速充電設備の高出力化へのニーズが高まっていることを受け、全出力の上限を撤廃する。



道の駅 ふくしま

② 喫煙所標識の設置基準の緩和

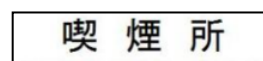
受動喫煙防止の観点から、令和2年4月1日に健康増進法（平成14年法律第103号）が改正されたことに伴い、多数の者が利用する施設等については、一定の場所を除き喫煙が禁止されると同時に、喫煙所に喫煙専用室である旨の標識を設置することが必要となった。

このことから、火災予防条例の規定に基づく「喫煙所」標識の設置基準を緩和し重複した表示を不要とする。

併せて、従前火災予防条例内で規定していた図記号による標識を国際標準化機構又は日本産業規格に適合する図記号に統一する。



健康増進法



火災予防条例

③ 蓄電池設備の容量単位の変更

現在、蓄電池設備に使用される基準値の単位にアンペアアワー・セルを用いているが、電圧が異なる場合に蓄電池容量（キロワット時）も異なってしまう課題があった。

このことから、蓄電池容量（キロワット時）で評価することが妥当とされたため容量単位を変更する。

電池（電圧）別の蓄電池容量の違い

電池種別	AH・セル	電圧 (V)	蓄電池容量 (キロワット時)
鉛蓄電池	4,800	2	9.6
ニッケル水素蓄電池		1.2	5.76
リチウムイオン蓄電池		3.7	17.76



鉛蓄電池（密閉型）



ニッケル水素蓄電池



リチウムイオン蓄電池

④ 固体燃料を使用する火気設備等（炭火焼き器）の離隔距離の緩和

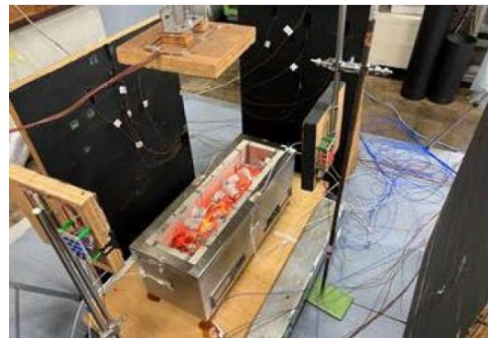
現行では、炭火焼き器には、専用の基準がなく炉の基準が適用され、設置に当たって広い空間が必要となり、設置できる場所が限られるという課題があった。

このことから、適切な離隔距離に緩和する。

	上方	側方	前方	後方
現行	250cm	200cm	300cm	200cm
改正後	不燃以外：100cm 不燃：80cm	不燃以外：50cm 不燃：30cm	不燃以外：50cm 不燃：—	不燃以外：50cm 不燃：30cm



炭火焼き器の使用イメージ



消防庁の実験風景

(壁、天井を再現しそれぞれの部分の温度変化を計測)

4 条例の施行日

- ① 令和5年10月1日
- ② 公布の日から
- ③、④ 令和6年1月1日

議案第94号 福島市一般会計補正予算（第5号）[消防本部所管分]

【歳入】 23款 市債 1項 市債 7目 消防債 (補正予算説明書13頁)

【歳出】 9款 消防費 1項 消防費 3目 消防施設費 (補正予算説明書16頁)

◎ 事業名及び財源内訳 (単位 千円)

事業名	補正額	補正額の財源内訳			
		国県支出金	地方債	その他	一般財源
常備消防施設費 (消防本部・福島消防署整備事業費)	15,000		17,100		△2,100

◎ 事業概要

消防本部・福島消防署庁舎を市民会館の用地へ移転整備する事業において、移転先の地質調査を行う。

◎ 補正内容

令和5年度に実施予定の地質調査について、計画地周辺の地質調査の結果から、地震波作成用地質調査が必要になり、調査の範囲が広がったことから増額補正する。

第5表 地方債補正 (議案書18頁)
(変更) (単位 千円)

起債の目的	限度額	
	変更前	変更後
消防施設整備費	96,900	114,000

◎ 補正内容

消防本部・福島消防署整備事業の増額に伴い、消防施設整備費の限度額を変更するもの。

議案第111号 財産取得の件

(議案書43頁)

○物品名・規格	高規格救急自動車 ・高度救命処置用資器材搭載
○車 両	・トヨタハイメディック ・2,700cc ガソリンエンジン ・オートマチック 4WD ・乗車定員 7名 ・寸 法 全長 565cm 全幅 189cm 全高 251cm
○配備先	・福島南消防署信夫分署
○取得先	・福島市太平寺字冲高26番地 福島トヨタ自動車株式会社 福島店 店長 齋藤 康二
○契約金額	・37,873,000円



参考写真